

令和 5 年 7 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 7 月 25 日（火） 午後 1 時 29 分～午後 2 時 00 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 審査請求について

日程第 3 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（12 名）

1 番 鈴 木 伸 一

2 番 赤 石 忠 秋

3 番 石 原 郷 士

4 番 岩 崎 十三江

5 番 大 澤 恵 美 子

6 番 櫻 井 正 彦

8 番 関 口 裕

9 番 田 村 範 行

10 番 深 澤 良 朗

11 番 星 野 邦 夫

12 番 星 野 文 雄

13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（1 名）

7 番 清 水 照 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

2 番 石 原 茂 樹

3 番 岩 崎 俊 明

4 番 大 塚 孝 一

5 番 奥 澤 孝太郎

6 番 小 倉 正 範

7 番 尾 澤 勝

8 番 金 子 昇

9 番 小 林 和 弘

10 番 武 裕 士

11 番 田 中 由 郎

12 番 長 澤 修 一

13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

1 番 新 井 巖 雄

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男

事務局長補佐 森 田 憲 一

主 任 古 郷 真 吾

事 務 局

それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 7 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は 7 番 清水 照夫委員の 1 名です。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 改めまして皆さんこんにちは。本日も案件がいくつかございますが、みなさんのご協力のもと、スムーズに議事を進めたいと思っております。甚だ簡単ではありますが、開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 7 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和 5 年 7 月 25 日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9 番：田村 範行 委員」と「10 番：深澤 良朗 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

会 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 5 年 7 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。始めに、1 ページの番号 1 番から番号 3 番を説明します。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地。売買。現在、市内にて居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたため、交通の便が良く閑静な申請地に、一般住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 10 工区該当。第 3 種農地。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、計 2 筆。建売分譲住宅用地 (3 区画)。売買。現在、県外にて建築業を営んでいますが、生活環境や交通の便の良い申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。〇〇宅地 150.17 m²外 2 計 350.41 m²と一体利用。第 3 種農地。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。

す。大間々町桐原、畑。一般住宅敷地拡張用地。売買。現在、申請地の北側隣接地に居住していますが、手狭であるため、申請地を買い受け、住宅敷地を拡張したく申請するもの。〇〇宅地 149.39 m²と一体利用。大間々用水土地改良区第 1 工区該当。第 3 種農地。

以上、3 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

会 長

番号 1 番について、笠懸 3 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員

2 番、赤石です。地図の 1 番をご覧ください。笠懸文化ホールの前の道を 300 メートルほど下がった左手側に申請地があります。少し雑草が生えていますが、何ら問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長

番号 2 番について、大間々 9 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員

10 番、深澤です。地図の 2 番をご覧ください。大間々高校の正門の前の道を西へ 200 メートルほど向かった突き当りの左手側が申請地です。宅地化するには何ら問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

会 長

番号 3 番について、大間々 9 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 3 番をご覧ください。地図 2 番からさらに西へ 50 メートルほど向かった十字路の右手側が申請地です。宅地の敷地拡張ということで、何ら問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

会 長 日程第 2 議案第 2 号「審査請求について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号「審査請求について」
次のとおり、審査請求があったので、意見の決定を求める。令和 5 年 7 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。
番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。審査請求理由については議案書のとおりです。また回答書については、別添のとおりとなります。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について、別添の回答書のとおり、回答したいと思います。賛否について挙手願いたいと思います。賛成の方は挙手願えますでしょうか。

(挙手全員)

会 長 挙手全員ということで、番号 1 番の申請は可決し、別添の回答書のとおり、回答いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和5年7月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が3件、再設定が5件ございます。はじめに、新規設定から説明します。

「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

事務局

新規設定。

番号1番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号3番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

新規設定3件の地積合計は、1,904㎡となります。

以上3件の審議について、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。番号1番から番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号1番から番号3番について採決をいたします。可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長

異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番は可決いたします。

事務局

再設定。

番号1番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号2番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。

番号3番。笠懸町鹿、台帳、現況とも畑になります。

番号4番。笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑になります。

番号5番。大間々町塩原、台帳は田、現況は畑になります。

再設定5件の地積合計は、9,523㎡となります。

以上5件の審議について、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会長

意見等ないようですので、番号1番から番号5番について採決をいたします。可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番
は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和 5 年 7
月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 5 年 7 月 25 日 午後 2 時 00 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

(田中) 9 番委員

田中範行

(深澤) 10 番委員

深澤良朗